

届出制手数料に掛かる手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス(職業紹介サービス)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、1年間に支払われる賃金(内定者や労働条件通知書等に記載されている額)の100%(または、10,000,000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定者や労働条件通知書等に記載されている額)の100%(または10,000,000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス (職業紹介の付加サービス) * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定者や労働条件通知書等に記載されている額)の100%(または10,000,000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・助言	着手金 10,000円 相談・助言終了時 30,000円 成功報酬 50,000円 手数料負担者は関係雇用主とします。

備考

- ・上記手数料には消費税が含まれておらず、別途加算。